船舶事故調査報告書

令和８年９月１６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和７年８月２５日　１１時００分頃
発生場所	広島県呉市阿賀（あが）漁港南方沖 呉港阿賀沖防波堤西灯台から真方位１７９°　１．３海里付近 （概位　北緯３４°　１１．８′　東経１３２°　３５．８′）
事故の概要	漁船第一了海（りょうかい）丸の乗組員は、揚網作業中、揚網機器に右手小指を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和７年１０月８日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船　第一了海丸、９．７トン ＨＳ２－２４５９（漁船登録番号）、個人所有 （写真１　参照） 写真１　本船（右舷船尾方から望む）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 甲板員Ａ
負傷者	軽傷　１人（甲板員Ａ）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　西南西、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Ａほか４人が乗り組み、船びき網漁[*1]の目的で、令和７年８月２５日０４時～０５時の間に阿賀漁港南方沖で操業を開始した。

[*1]　「船びき網漁」とは、袋状の網を船でひくことで、中～表層にすんでいる魚類を獲る漁法をいう。

本船中央部付近に設置された揚網機のローラーの両端には、ロープや網を整列して重ね巻きするための装置の一部（以下「昇降機」という。）が設置されていた。昇降機の操作レバーは右舷側にあり、始動させると昇降機が上下に繰り返し動く仕組みとなっていた。（写真２～４参照）

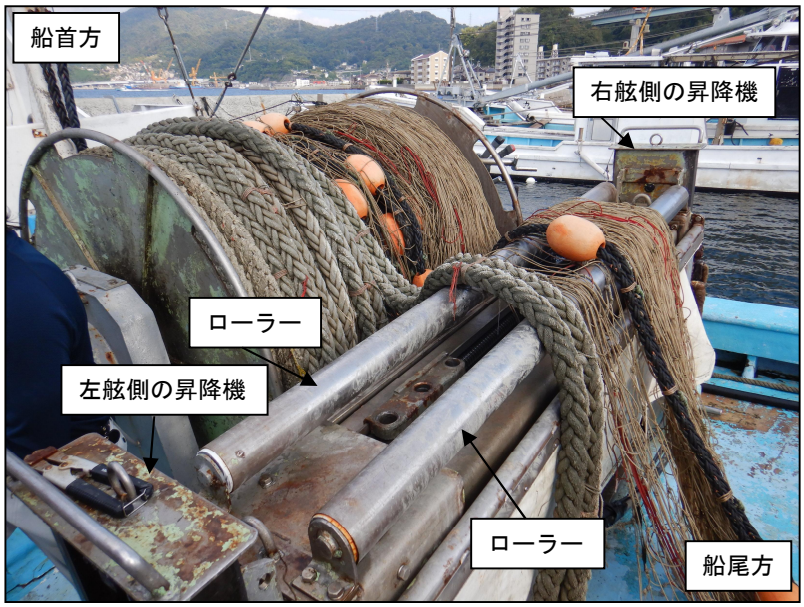

写真２　本船の揚網機

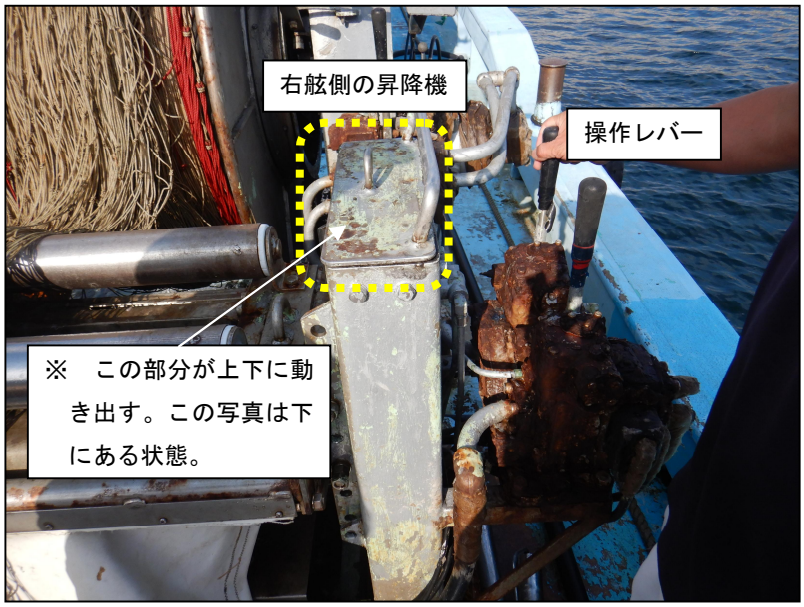

写真３　右舷側の昇降機横にある操作レバー

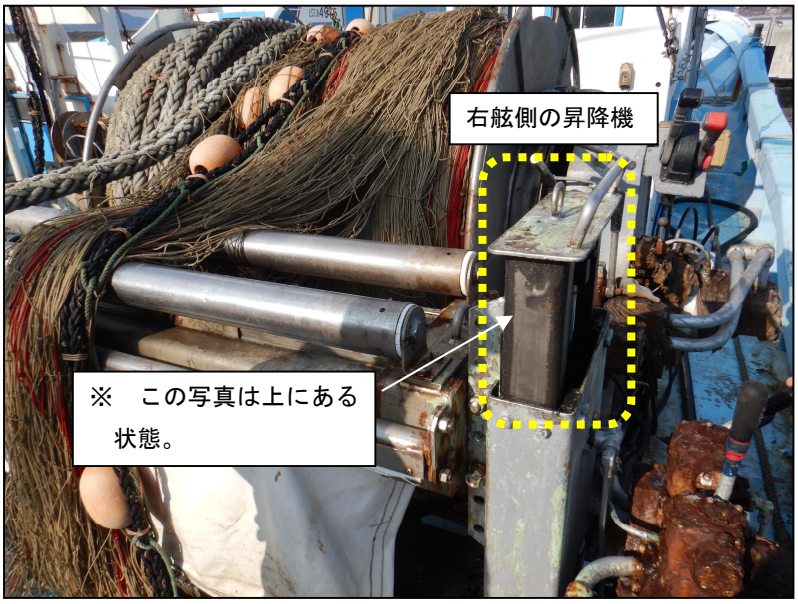

写真４　昇降機が上にある状態

左舷側の昇降機付近で作業をしていた甲板員Ａは、揚網がほぼ終わり掛けていた時、体を船尾方に向け、昇降機が完全に下がり切っていない状態の所に、無意識のうちに手のひらを下にして昇降機が下がる位置に右小指を置いていた。（写真５参照）

船長は、昇降機には絶対に手を置いたり、掛けたりしない旨、乗組員に口頭で伝えており、乗組員も把握していた。

写真５　甲板員Ａが昇降機に手を置く状況（再現）

船長は、両端の昇降機が完全に下がり切っていない状態であったので、完全に下ろそうと、右舷側の昇降機横にある操作レバーを操作した。その時、大声が聞こえ、すぐに昇降機を上げた。

船長は、１１時頃、甲板員Ａが昇降機に指を挟まれたことに気付

	き、１１９番通報した。 甲板員Ａは、病院に搬送され、右小指不全切断と診断された。
分析	⑴　甲板員Ａは、左舷側の昇降機が完全に下がり切っていない状態の所に右手を置き、昇降機が下に動いた時に小指を挟まれたものと考えられる。 ⑵　甲板員Ａは、揚網がほぼ終わり掛けていた時に昇降機に手を置いていることから、安全意識が薄れていたものと考えられる。 ⑶　船長は、昇降機が完全に下がり切っていない状態であることに気付き、操作レバーを操作したことから、昇降機を閉めることに意識が集中し、甲板員Ａの手が昇降機に置かれていたことに気付いていなかったものと考えられる。 ⑷　船長は、昇降機を操作する前、昇降機周囲の安全確認を行っていなかったものと考えられる。 ⑸　⑴～⑷から、甲板員Ａは、船長が操作レバーを操作した際、昇降機に右手小指を挟まれ、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、揚網作業中、船長が、昇降機を操作する前に昇降機周囲の安全を確認しなかったため、昇降機を作動させた際、昇降機に右手を置いていた甲板員Ａの右小指が昇降機に挟まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漁船の船内で機器を操作する者は、機器を操作する際、周囲の状況をよく見て、安全確認を実施すること。 ・漁船の船内で作業する乗組員は、可動部には触れないこと。 ・船長等は、リスクの除去や低減措置に関し、乗組員に対し、口頭説明のみならず、講義等によって安全教育を実施すること。